

(福祉用具貸与に係る)別紙(第95号告示第25号のイ)

対象外種目	例外に該当するもの	要介護認定結果等
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者 (二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 歩行 「3. できない」 認定調査結果がないため、主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判断
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起きあがりが困難な者 (二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 起き上がり 「3. できない」 基本調査1-3 寝返り 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り「3. できない」
エ 認知症老人 徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一)意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二)移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 意思の伝達「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2 毎日の日課を理解する から 基本調査3-7場所の理解のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8 徘徊 から 基本調査4-15 話がまとまらず会話にならないのいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2 移動 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト(つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がりが困難な者 (二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1-8 立ち上がり 「3. できない」 基本調査2-1 移乗 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 認定調査結果がないため、主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判断
カ 自動排泄処理 装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)	次のいずれにも該当する者 (一)排便が全介助を必要とする者 (二)移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 排便 「4. 全介助」 基本調査2-1 移乗 「4. 全介助」